規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
1	3月22日	5月2日	7月31日	畜産	抗体（未製品化）を輸出する際の検疫手続の見直し	【具体的内容】 同一の個体から採取した抗体を同じ国に輸出する場合、2回目以降輸出する抗体が、初回に輸出した抗体と同一であるとの証明書（※輸出企業の代表者による証明書）を添付していれば、動物検疫を不要とするような包括的な手続を導入すべきである。 【提案理由】 家畜伝染病予防法第45条では、輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物について、輸出者が、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、輸出検査証明書の交付を受けなければならないと定めている。 このため、製品化されていない抗体を輸出する際、その都度、検疫を受けなければならないが、検疫願いや試料説明書等を作成しなければならならず、事務負担が大きい。 〇ウサギ由来抗体 ・準備書類：インボイス、非該当証明書、検疫願い、試料説明書 ※家畜抗体は血清の構成成分であるとして動物検疫の対象品となるが、例外として、メーカー等により製造され市場流通しているもので、カタログ等から精製品であることが確認できるものは検疫の対象外となる。 〇サル由来抗体 ・準備書類：インボイス、非該当証明書、経産省発行のCITES Export Permit及び輸出承認申請書、Original vet health cert from shipper(必要な場合。AVA Import Permit上に記載の輸入条件による) ・Consigneeにて準備する書類： Import CITES permit、 Import AVA permit	日本経済団体連合会	農林水産省	指定検疫物又はそれ以外のものであって、輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているものを輸出する場合、輸出検査を実施しています。	対応不可	家畜伝染病予防法第45条 家畜伝染病予防法施行規則第45条、第53条	抗体については、その精製・抽出の処置内容等により、家畜伝染病予防法に規定する指定検疫物に該当するものか確認しています。 指定検疫物に該当する場合には、輸出先国において家畜の伝染性疾病の病原体を広げることを防止する観点から、輸出検査を受け、検査証明書の交付を受けることが必要になります。 指定検疫物以外のものと確認できたものについては、動物検疫の対象外のため、輸出検査を受ける必要はありません。ただし、輸入国によっては検査証明を求めている場合があり、こうした国に対しては、指定検疫物以外のものであっても、当該国の要求に応じる形で、輸出検査を実施しております。 検査証明書の交付に当たっては、その信頼性を確保し、輸出先国において家畜の伝染性疾病の病原体を広げることを確実に防止するために、輸出しようとするもの自体についての検査が必要です。このため、2回目以降の輸出について輸出検査そのものを不要とすることは困難です。 ただし、輸出検査の実施に当たっては、輸入国の受入条件や輸出の反復継続性等に応じて、輸出者との間で輸出検査を行う上で必要な書類等を調整しており、可能な限り輸出者の負担を軽減するよう取り組んでいるところです。
2	3月29日	5月2日	7月31日	畜産	犬猫用の薬剤や動物用医療器具に対する狂牛病に関する牛の製剤の使用していいない証明書について	【具体的内容】 現在、農林省は犬猫用の薬剤や動物用医療器具に対して、外国から個人輸入をする場合に、狂牛病に関する牛の製剤の使用していない趣旨の証明書を1ヶ月毎に発行を義務付けているが、これまったく意味ないことである。なぜなら犬猫を人間が食べることはないからである。まして鉗子等の手術用の医療機器にもその証明書の発行を義務づけるとは、まことに滑稽な話である。もう狂牛病自体も沈静化しているし、意味のない大儀名文のない規制は早くやめてもらいたい。現在犬猫の薬剤の多くの治療薬はヨーロッパや米国で発売されており、日本では殆ど入手できない。我々が診断でき、その治療薬が入手できないため、我国では多くの犬猫が治療ができずに死亡している。この現況を農林水産省はどう思っているのか、日本に犬猫は病気にかかったら、救える命も死ねと言うのか・・・・すぐさま撤廃していただきたい。 【提案理由】 動物病院を経営する獣医師である。	個人	農林水産省	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の2の規定により、動物用医薬品の製造販売業許可を受けた者以外の者による動物用医薬品の輸入が禁止されていますが、同条及び動物用医薬品等取締規則第213条の規定により、獣医師が動物の治療又は予防に使用する場合等については、例外的に動物用医薬品を輸入することが認められています。これを受けて、「動物用医薬品の輸入監視について」（平成17年3月31日付け16消安第11103号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、個々の輸入について動物用医薬品等取締規則第213条で認められた輸入に該当することの確認を行っています。 また、動物用医療機器については、薬事法第12条の規定により、製造販売の許可を受けた者以外の者が、業として輸入し販売することが禁止されていることから、「動物用医薬部外品等の輸入監視について」（平成17年3月31日付け衛生管理課長事務連絡）に基づき、個々の輸入について業としての輸入に該当しないことの確認を行っています。 上記通知においては、BSE（牛海綿状脳症）の防疫の観点から、輸入をしようとする者は、愛玩動物用を含め全ての動物用医薬品及び動物用医療機器について、反すう動物由来物質等を使用していないこと等を確認する書面を提出することとしています。 なお、動物用医療機器については、金属製の鉗子等、反すう動物由来物質を含まないことが明らかなものは反すう動物由来物質等を使用していないこと等を確認する書面の提出は不要としています。	対応不可	薬事法第12条、第83条、第83条の2 動物用医薬品等取締規則第213条	愛玩動物用であっても、反すう動物由来物質等が使用された動物用医薬品等が牛に使用された場合には、当該動物用医薬品がBSEの感染源となる可能性が否定できません。 このため、動物用医薬品等の輸入確認に当たり、反すう動物由来物質等を使用していないこと等を確認する書面を提出いただくことは、BSE病原体が我が国に侵入する可能性を可能な限り低減し、BSE防疫に万全を期すために必要な措置です。 なお、動物用医療機器については、金属製の鉗子等、反すう動物由来物質を含まないことが明らかなものは反すう動物由来物質等を使用していないこと等を確認する書面の提出が不要です。 また、輸入者が海外の販売店やメーカーに対して反すう動物由来物質等を含まないことを確認する書面の発行を依頼する際には、当省のホームページに英文の発行依頼文面の雛形を示しておりますので、御活用下さい。
3	5月7日	6月6日	7月31日	畜産	動物検疫の輸出改善	①発酵鶏糞を輸出するにあたり、発酵鶏糞肥料は同じ製品しか出こない。同質のタマゴや食肉を作るには、製造ラインを変えることは老朽化以外に設備を変えることはめったにない。発酵鶏糞を製造するに当たり、製造工程、堆肥サイクル表、農場配置図、工場敷地図、製造届、販売届は、めったに変わる事はない。養鶏場に関する書類の提出は変更の場合のみにして欲しい。 ②家畜保健所の無病証明書について、家畜保健所は農林水産省の管轄。動物検疫所も同じく農林水産省の管轄。同じ省に属する2つの機関の間を民間各社が書類を求め、提出することに無駄を感じる。同じ省内の情報なので、動検が把握しているにも関わらず、民間数社が関与して取得し、しかも、依頼書や原本を郵送で関係各社で送り届けるのは無駄以外のなにものでもない。無病証明書を養鶏業者が申請し、輸出者が受取り、動物検疫所が受取り、通関業者が通関に提出するのはナンセンス。発酵鶏糞肥料の輸出検疫に関する事務手続きの簡素化を切に望む。	（株）カルティベイト	農林水産省	指定検疫物又はそれ以外のものであって、輸出相手国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての日本政府の検査証明を必要としているものを輸出する場合、輸出検査を実施しています。	①対応不可 ②事実誤認	家畜伝染病予防法第45条 家畜伝染病予防法施行規則第45条、第53条	①発酵鶏糞肥料については、その処理の程度等により、家畜伝染病予防法に規定する指定検疫物に該当するかどうかを確認し、指定検疫物に該当する場合には、輸出検査を受け、検査証明書の交付を受けることが必要になりますが、これは、輸出相手国において家畜の伝染性疾病の病原体を広げることを防止するために必要なものです。 指定検疫物以外のものと確認できたものについては、動物検疫の対象外のため、輸出検査を受ける必要はありません。ただし、輸出相手国によっては検査証明を求めている場合があり、こうした国に対しては、指定検疫物以外のものであっても、当該国の要求に応じる形で、輸出検査を実施しております。 輸出検査に当たっては、輸出しようとするもの自体についての製造工程等の情報が必要であり、これらを一律に不要とすることはできませんが、輸出相手国の受入条件や輸出の反復継続性等に応じて、輸出者との間で輸出検査を行う上で必要な書類等を調整しており、可能な限り輸出者の負担を軽減するよう取り組んでいるところです。 ②家畜保健衛生所については、農林水産省ではなく各都道府県が所管しております。鶏糞等の輸出に当たっては、輸出相手国の求める条件に応じる形で、当該地域の家畜衛生を所管する都道府県による証明書の添付が必要な場合があると承知しておりますが、農林水産省としては、引き続き都道府県と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。